

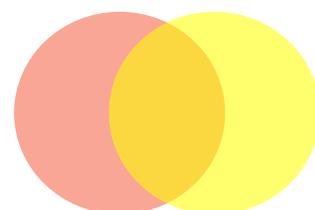
豊田市

相互理解と意思疎通  
に関する行動計画

<2021 年度～2026 年度>

豊田市

2021 年（令和3年）3月



# 目次

## 第 1 章 基本的な考え方

1	背景及び目的	1
2	行動計画の位置づけ・推進体制・進行管理	1
3	基本方針	2
4	計画期間	3

## 第 2 章 目指す方向性

1	目指す姿(ミライのフツー)	4
2	推進のポイント	4
3	計画の指標	4

## 第 3 章 施策の体系

1	施策の体系(全体図)	5
2	早期に着手又は重点的に行う事業	6
3	事業一覧	7

## 第 4 章 資料

1	豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進 及び意思疎通の円滑化に関する条例(本文)	1 8
2	条例(手引き)	2 1

# 第 1 章 基本的な考え方

---

## 1 背景及び目的

本市は、世界有数のものづくり拠点として発展し、世界各地や全国から多くの人が集まり・暮らす都市です。加えて、市町村合併を経て広大な市域の中で多様な地域性を生かした人々の活動によるまちづくりが展開されています。

これまでも、本市は、その多様な地域性を生かし合いながら共働によるまちづくりを推進してきました。しかし、障がいの特性、言語、文化、年齢等の違いなどから生じる相互理解及び意思疎通に関する隔たりの解消が課題でした。

その課題の解消を図っていくため、障がいの有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指し、「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」(以下、条例という。)を2021年3月に制定し、同年4月から施行しました。

条例で示す内容を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に基づく行動計画である「相互理解と意思疎通に関する行動計画」(以下、行動計画という。)を定め、推進していきます。

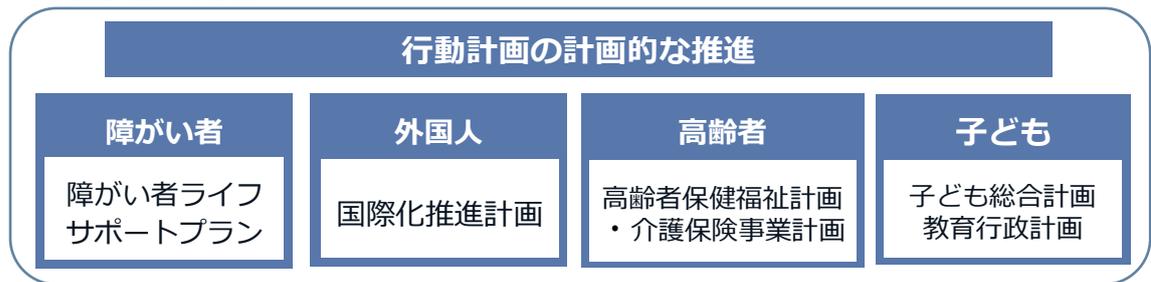
## 2 行動計画の位置づけ・推進体制・進行管理

条例では「障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者」を要配慮者と定義しています。行動計画は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を計画的に推進していくため、事業を体系的に示したものです。

しかし、要配慮者といっても、その対象は広く、関連する事業は多岐にわたるため、具体的な事業の推進、管理、評価は、各行政計画と連携を図っていきます。

全市全庁的に取り組む横断的な改善・意識改革は、事務改善委員会において協議し、推進していきます。加えて、各行政計画を所管する関係課を中心に組織横断的な体制を作り、各行政計画と併せて、行動計画の進行状況を確認します。また、必要に応じ要配慮者、通訳者等の意見を聴く機会を設けます。

## <行動計画の推進>



※ 推進体制については、障がい福祉課、国際まちづくり推進課、高齢福祉課、次世代育成課、学校教育課、行政改革推進課の関係6課を中心に計画を進めていきます。

### 3 基本方針

行動計画は、条例の基本理念にのっとり、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に進めていきます。

#### <条例の基本的な考え>

誰もが安心して自分らしく生きられる**地域共生社会の実現**

互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人ひとりが地域社会とつながり、市民・事業者と共に以下の3点を創っていく必要がある。

安心できる豊かな

暮らし

いつまでも活躍したいと思える

生きがい

支え合いの

地域

#### 相互理解の促進

互いを認め合い、  
相手方の意思を尊重する。

- ・要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深める。
- ・手話言語の理解を促進する。

#### 意思疎通の円滑化

多様な意思疎通手段※を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図る。

- ・言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保する。
- ・手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保する。

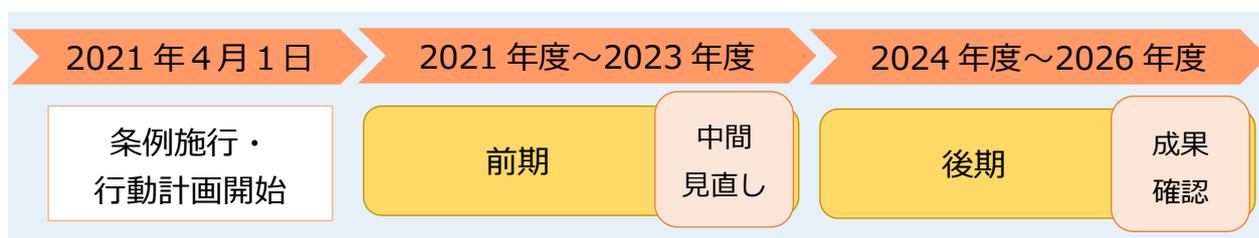
※ 意思疎通手段

音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障がい者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいいます。



## 4 計画期間

行動計画の計画期間は 2021 年度から 2026 年度までとし、2021 年度から 2023 年度までを前期、2024 年度から 2026 年度までを後期とします。計画期間の前期終了時に計画の見直し、計画期間満了時にはその成果の確認を行うものとします。



<参考>

**豊田市の人口の現状**

※2021（令和3）年1月1日現在

人口 42 万 2,026 人、そのうち障がい者手帳保有者は 19,160 人（約 4.5%）、外国人は 17,610 人（約 4.2%）65 の国と地域、65 歳以上の人口は 99,007 人（約 23.5%）、18 歳未満の人口は 69,728 人（約 16.5%）

## 第 2 章 目指す方向性

### 1 目指す姿（ミライのフツー）

条例名からも明らかなように、本市は地域共生社会の実現を目指し、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化を図っていくため、基本理念に基づく事業を行動計画に示し、計画的に事業を推進していきます。その上で本市の目指す姿（ミライのフツー）を、以下の2点とし、施策を推進していきます。

#### 目指す姿（ミライのフツー）

- ・ 相互理解のもと配慮が自然にできる市民、事業者、市役所
- ・ 意思疎通に格差がない地域社会

### 2 推進のポイント

行動計画の施策を推進していくに当たり、以下の3点を推進のポイントとし、積極的に事業の中にその視点を取り入れ、効果的に行動計画を推進していきます。

#### 推進のポイント

- ・ 人材育成の取組の推進
- ・ 市民と共に取り組む施策の推進
- ・ ICTの活用による効果的な情報戦略

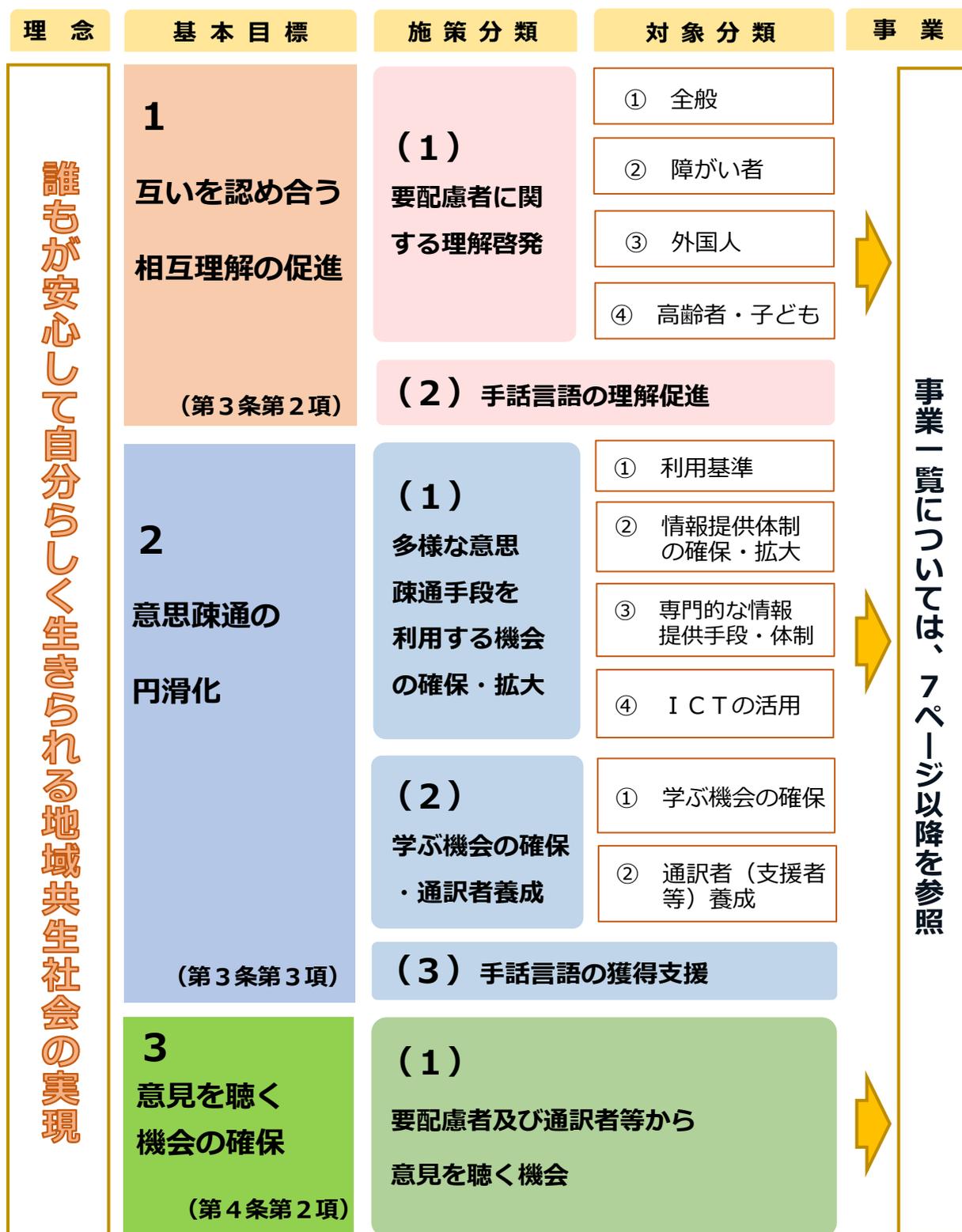
### 3 計画の指標

行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定します。

	指標	現状	目指す方向
障がい者	意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	
外国人	日本人との交流について、コミュニケーションギャップを感じる割合	新設	
高齢者	認知症の人を理解し、協力している市民の割合	9.2%	
子ども	「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合	40.4%	

# 第 3 章 施策の体系

## 1 施策の体系（全体図）



## 2 早期に着手又は重点的に行う事業

条例の理念を具現化していくためには、市民と共に一体となって、まちぐるみで行動計画に取り組む必要があります。

市役所は積極的に事業に取り組む中で、条例制定後の象徴的な変化として、「新しい市役所の形」を示し、条例の目的や目指す姿を分かりやすく市民に伝えることで、市民の行動の変化につなげていきます。

(事業番号は「3 事業一覧」(7ページ～)と合致)

### (1) 象徴的な変化として新しい市役所の形を示すための事業

番号	事業名
6	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施
29 30	意思疎通に関するガイドラインの運用・見直し
31	配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進
55	効果的なICTの活用・検討(AIチャットボット等)

### (2) 市民・事業者と共に全市的に取り組むための事業

番号	事業名
1	条例の啓発資料の作成・情報発信
3	児童・生徒に対する理解啓発(福祉実践教室の実施)
5	市民・事業者向け体験講座等の実施
28	市民・事業者向けガイドラインの検討

※事業概要については「3 事業一覧」(7ページ～)を参照ください。



### 3 事業一覧

全 65 事業（再掲除く）

#### 関係 6 課

障がい福祉課、国際まちづくり推進課、高齢福祉課、次世代育成課、学校教育課、行政改革推進課

#### 基本目標 1 相互理解の促進（27 事業）

##### 施策分類（1） 要配慮者に関する理解啓発

###### ① 全般

番号	事業名	概要
1	条例の啓発資料の作成・情報発信 (関係 6 課)	条例の要点をまとめたパンフレットを作成し、啓発します。多様な意思疎通手段に関する啓発用動画（簡単な挨拶など）を作成し、啓発を行います。
2	小・中学校における総合的な学習の時間、道徳科  (学校教育課・教育センター)	総合的な学習の時間では、「国際理解」や「福祉・健康」等に関する課題を設定し、探究的な学習を通して、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養います。 道徳科では、「相互理解、寛容」や「国際理解、国際貢献」等の内容を扱い、それぞれの個性や立場を尊重し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていく態度等を育みます。
3	児童・生徒に対する理解啓発 (福祉実践教室の実施)  (社会福祉協議会)	障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。
4	大規模イベント等における条例啓発 (関係 6 課)	大規模イベントの際に、パネル展示やブース出展により、イベント来場者への理解啓発を促進します。
5	市民・事業者向け体験講座等の実施 (関係 6 課)	市民・事業者が手話・点字等多様な意思疎通手段に触れてみる体験会の実施を検討します。
6	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施 (関係 6 課)	条例の基本理念に基づく理解促進のための市職員研修を実施し、要配慮者に対する理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。

###### ② 障がい者

番号	事業名	概要
7	障がい者に対する合理的配慮の推進(心のバリアフリー推進講座等)  (障がい福祉課)	障がい当事者の方々と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。企業への受講も促し、豊田市全体で適切な理解の下、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

8	障がい理解・啓発のための資料作成 (障がい福祉課)	障がいの特性や障がい者に対する接し方について、講座や啓発のための資料を作成し、様々な形式で理解の促進を図ります。
9	特別支援教育の推進(小・中・特別支援学校) (学校教育課・パルクとよた)	障がいの特性に応じた意思疎通手段を学びます。文書の音声による読み上げなど ICT(タブレット型パソコン、デジタル教科書、デジジー教科書等) を活用した支援を推進します。
10	読書バリアフリーの推進 (図書館管理課)	視覚障がい者用資料及び録音再生機等の貸出や対面朗読についての周知を図り、サービスの利用を促進します。また、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベント(バリアフリー映画上映会等)を実施し、障がいへの理解を促進します。
11	精神保健福祉啓発(精神障がいの理解促進講演会等) (保健支援課・地域保健課)	地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会等を実施します。
12	公共交通機関事業所への理解促進(バリアフリー対応研修) (交通政策課)	車いす利用者を始めとした、障がい者・高齢者・子連れ利用者等が、より安全に安心して利用できるよう声のかけ方などについての研修をおいでんバスの事業者に対して行います。

### ③ 外国人

番号	事業名	概要
13	児童生徒への国際理解教育の推進(小・中・高等・特別支援学校等) (国際まちづくり推進課)	市内の小・中・高等・特別支援学校等の児童生徒を対象に、国際をテーマとした講演等を実施し、児童生徒の国際分野への理解と興味を深めます。
14	国際理解の促進(国際理解セミナー等) (国際まちづくり推進課)	市民向けに国際協力や多文化共生等様々な分野において活躍する講師による参加体験型セミナーを開催し、国際分野への理解促進を図ります。
15	異文化理解の促進(ナショナルデー等) (国際まちづくり推進課)	世界の様々な国・地域の文化等を広く市民に紹介するイベントを開催し、市民の異文化等への理解を深めます。
16	外国人児童生徒等教育の推進(小・中・特別支援学校) (学校教育課)	日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語の習得状況を踏まえ、個に応じた指導や支援を行います。また、外国人家庭へは、必要に応じた翻訳を6言語で対応します。
17	外国人日本語能力の向上 (日本語教室) (国際まちづくり推進課)	外国人住民が日本人と円滑な意思疎通を図ることができるよう日本語教室を開催します。

18	子どもの国際感覚の向上(子ども国際クラブ) (国際まちづくり推進課)	子どもの国際感覚を育むことを目的に、小学生を対象に世界の文化等について学ぶ機会を設けます。
----	---------------------------------------	---

#### ④ 高齢者・子ども

番号	事業名	概要
19	高齢者との相互理解促進(お元気ですかボランティア) (高齢福祉課)	話し相手になるボランティアが自宅を訪問し、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消と安否確認のため傾聴を行います。
20	認知症サポーター養成講座の実施 (高齢福祉課)	認知症への理解を深めるとともに認知症の方との接し方について学習する講座を実施します。
21	学校教育における高齢者の理解促進 (高齢福祉課・介護保険課)	超高齢社会の進展を見据え、若年層への高齢者理解を促進するために、学校や介護サービス事業所等と連携して授業を実施します。
22	小・中学校における教育相談 (教育相談週間・事前アンケート等)  (学校教育課・パルクとよた)	市内の小・中学校では、教育相談週間を年に2、3回程度設定し、学習・いじめ・家庭等に関する悩みの早期発見や解消につなげています。どの子ども担任等に相談しやすい環境とするとともに、担任等が個々の悩みを把握しやすくするため、アンケート等を実施しています。
23	地域学校共働本部の運営 (学校教育課)	地域と学校が連携・共働し、地域全体で児童生徒の成長を支える体制づくりを推進します。
24	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修の実施 (次世代育成課)	育ち学ぶ施設(学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など)及び地域において子どもに関するボランティア活動を行う団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。
25	子どもの権利学習プログラムの推進  (次世代育成課)	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム(幼児版、小学生版(低学年、中学年、高学年)、中学生版、保護者版)を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道德の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。



## 施策分類（２） 手話言語の理解促進

番号	事業名	概要
26	(仮)手話言語ふれあいサロンの検討 (障がい福祉課)	手話言語の獲得を目指した(仮)手話言語ふれあいサロンの実施を検討します。
27	手話奉仕員・手話通訳者養成講座の実施 (障がい福祉課)	手話で日常生活を行うため、また、手話通訳に必要な知識・技術を習得した手話奉仕員や手話通訳者を養成するための市民向け講座を実施します。



## 基本目標 2 意思疎通の円滑化 (45 事業) ※再掲含む

### 施策分類 (1) 多様な意思疎通手段の利用機会の確保・拡大

#### ① 多様な意思疎通手段の利用基準

番号	事業名	概要
28	市民・事業者向けガイドラインの検討 (関係 6 課)	市民・事業者向けの要配慮者に関するガイドラインの作成を検討します。
29	ユニバーサル市役所とよたガイドラインの運用・見直し (障がい福祉課)	庁内の事業・事務に関する配慮を示したユニバーサル市役所とよた (U S T) ガイドラインの運用・見直しを実施します。
30	(仮)多言語化ガイドラインの策定  (国際まちづくり推進課)	多国籍化する外国人市民等に対応するため、既存の「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」(平成 21 年度策定) の改定に加え、新たにやさしい日本語の活用を含んだ「(仮)多言語化ガイドライン」を策定します。

#### ② 多様な意思疎通手段を利用する機会の確保・拡大

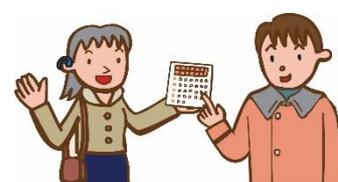
番号	事業名	概要
31	配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進 (行政改革推進課、障がい福祉課、国際まちづくり推進課等)	要配慮者を意識した誰でも分かりやすい窓口の工夫や文書・様式の改善を推進します。
32	手話、要約筆記等障がいの特性に応じた通訳者派遣 (障がい福祉課)	障がい者が意思疎通するための支援として、必要な通訳者を派遣します。
33	手話通訳者の設置 (障がい福祉課)	手話通訳者を市役所に設置し、事務手続等の利便性を図ります。
34	多言語化ややさしい日本語の活用等の推進 (通知文、チラシ等) (国際まちづくり推進課)	外国人市民向けの行政文書や窓口での対応等において、多言語やさしい日本語の活用を推進します。
35	市各部署等への外国語通訳者の紹介 (国際まちづくり推進課)	市役所等の窓口や相談対応等を支援するため、市各部署からの依頼に応じて外国語通訳者を紹介します。
36	外国語通訳者の設置 (市民相談課)	外国語通訳者を市役所に設置し、事務手続等の利便性を図ります。
37	市長記者会見動画における配慮 (手話、字幕) (市政発信課)	YouTube で配信する市長記者会見動画に手話通訳のワイプ挿入及び字幕対応を実施します。

38	市ホームページのユニバーサル推進（音声読み上げ、拡大文字、多言語対応） （市政発信課）	市ホームページの音声読み上げ、文字の大きさ調整、配色の変更が可能です。また、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語への翻訳に対応しています。
39	広報とよたのユニバーサル推進（UDフォント） （市政発信課）	UD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用します。また、声の広報、点字広報を発行します。

### ③ 専門的な情報提供手段・体制

番号	事業名	概要
40	（仮）意思疎通支援ツールの検討（民間窓口等） （障がい福祉課）	災害時に限らず、平時におけるコミュニケーション支援ボードの活用を図るために、様々な場面に応じた支援ボードの作成や配布を検討します。
41	コミュニケーション支援ボードの運用（災害時） （障がい福祉課・防災対策課・消防本部）	英語、ポルトガル語、中国語で作成したコミュニケーション支援ボードを避難所に設置し、避難所開設時に活用します。また、救急車内に積載し、状況に応じて活用します。
42	災害時における多様な意思伝達手段の利用促進（緊急メールとよた・文字表示型防災ラジオ） （防災対策課）	登録制メール配信システムによる気象情報・地震情報等の多言語配信を実施します（状況に適したやさしい日本語の積極的な活用。）。 聴覚障がい者に対して、避難情報等の確実な情報伝達をするため、文字表示型防災ラジオを活用します。
43	避難所運営における意思疎通ツールの確保（多言語表示シート等） （防災対策課）	避難所運営において、避難所運営班を対象に多言語表示シートを活用します。
44	外国語による119番通報手段の確保（多言語コールセンター） （指令課）	外国語による119番通報時、通訳を交えることで相互理解を図るシステムを活用します。
45	音声以外の119番通報手段の確保（Net119、メール119及びFAX119） （指令課）	音声による119番通報が困難な場合に、インターネット回線のチャット方式やEメール、FAXによる119番通報に対応します。また、通報の際、必要に応じて手話通訳者を搬送先の病院へ派遣します。
46	広報とよたの多言語発信（広報とよたデジタルブック） （市政発信課）	パソコン・スマートフォンから見ることができるデジタルブックで広報とよたを配信します。（音声読み上げ、文字の大きさ調整、英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語への翻訳に対応しています。）

47	外国語に対応した SNS 発信 (外国語版Instagram) (市政発信課)	景観や食、祭りなどの豊田市の魅力を綺麗な写真を使って、英語、中国語、韓国語、タイ語で配信します。
48	ごみ収集に関する多言語発信(ごみカレンダー、分別アプリ等)  (ごみ減量推進課)	ごみカレンダーについては、日本語のほか英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、タガログ語の9言語に対応します。 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」については、日本語のほか、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語の4言語に対応します。
49	公的病院における通訳者雇用(豊田市公的病院運営費補助)  (地域包括ケア企画課)	市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的に、市内にある公的病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制の強化を図ります。(補助対象の中に「外国語通訳等の患者サービスの向上のための業務に従事する者の給料及び手当」があります。)
50	意思決定支援の推進と多職種連携の強化(意思決定支援ポイント集)  (地域包括ケア企画課)	市民が自らの意思に基づいた生活を送れることを目的に意思決定支援に関する専門職の共通理解促進のためのツールとして作成した「意思決定支援ポイント集」を活用して、多職種連携の強化と意思決定支援に関する普及啓発を行います。
51	国勢調査実施に係る多様な意思疎通手段を用いた情報提供  (庶務課)	ホームページに翻訳された調査票を掲載するなど、外国人が円滑に回答できる環境を整えます。 「点字調査票」等の存在や調査員による代理記入が可能であることなどを、視覚障がいのある方に向けて発信するとともに、広報とよたや市ホームページで周知を行います。
52	博物館整備における配慮 (博物館準備室)	各団体にヒアリングを行い検討します。
53	議会における手話通訳職員の配置 (議会事務局)	聴覚障がいのある議員や来客者との意思疎通を円滑にするため議会事務局に手話通訳者を設置します。
54	本会議・委員会傍聴者への手話通訳及び要約筆記の手配 (議会事務局)	聴覚障がい者が傍聴する場合、傍聴席等において手話通訳及び要約筆記の手配を行います。



#### ④ ICTを活用した多様な意思疎通手段での情報提供

番号	事業名	概要
55	効果的なICTの活用・検討 (AIチャットボット等)  (情報戦略課)	AI機能を活用した自動回答システムを豊田市ホームページに設置し、意思疎通が困難な市民であっても必要な情報を容易に取得できるよう対応します。
56	電話・映像による外国語通訳サービス  (市民相談課)	市職員が電話又は映像による外国語通訳サービスを用いて、外国人とのコミュニケーションを図ります。
57	機器を用いた障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保 (障がい福祉課)	状況に応じて、効果的な機器の導入・運用を検討します。(点字プリンター等)



## 基本目標 2 意思疎通の円滑化

### 施策分類 (2) 学ぶ機会の確保・通訳者養成

#### ① 学ぶ機会の確保

番号	事業名	概要
5 (再)	市民・事業者向け体験講座等の実施 (関係 6 課)	市民・事業者が手話・点字等多様な意思疎通手段に触れてみる体験会の実施を検討します。
6 (再)	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施 (関係 6 課)	条例の基本理念に基づく理解促進のための市職員研修を実施し、要配慮者に対する理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。
7 (再)	障がい者に対する合理的配慮の推進(心のバリアフリー講座等)  (障がい福祉課)	障がい当事者の方々と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。企業への受講も促し、豊田市全体で適切な理解の下、合理的配慮が提供されるまちを目指します。
8 (再)	障がい理解・啓発のための資料作成  (障がい福祉課)	障がいの特性や障がい者に対する接し方について、講座や啓発のための資料を作成し、様々な形式で理解の促進を図ります。
14 (再)	国際理解の促進(国際理解セミナー等) (国際まちづくり推進課)	市民向けに国際協力や多文化共生等様々な分野において活躍する講師による参加体験型セミナーを開催し、国際分野への理解促進を図ります。
15 (再)	異文化理解の促進(ナショナルデー等) (国際まちづくり推進課)	世界の様々な国・地域の文化等を広く市民に紹介するイベントを開催し、市民の異文化等への理解を深めます。
17 (再)	外国人日本語能力の向上 (日本語教室) (国際まちづくり推進課)	外国人住民が日本人と円滑な意思疎通を図ることができるよう日本語教室を開催します。
18 (再)	子どもの国際感覚の向上(子ども国際クラブ) (国際まちづくり推進課)	子どもの国際感覚を育むことを目的に、小学生を対象に世界の文化等について学ぶ機会を設けます。
20 (再)	認知症サポーター養成講座の実施 (高齢福祉課)	認知症への理解を深めるとともに認知症の方との接し方について学習する講座を実施します。
58	中央図書館の図書資料等の充実  (図書館管理課)	豊田市中央図書館において、点字や録音による図書及び副音声や字幕ガイドがついた映像資料等の購入、作成を進めます。
59	点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出  (図書館管理課)	学校において福祉の学習に必要な場合は、点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出を行い、障がいへの理解を促進します。

60	障がいのある子どもが通う学校への資料貸出 (図書館管理課)	障がいのある子どもが通う学校に、障がいのある人のための資料(点字資料や録音図書等)の団体貸出を行い、学ぶ機会の充実を図ります。
----	----------------------------------	---

## ② 通訳者(支援者等)養成

番号	事業名	概要
61	障がいに応じた多様な意思疎通支援者養成講座の実施 (障がい福祉課)	手話奉仕員や手話通訳者を養成するための市民向け講座を実施します。 要約筆記者、音訳者、点訳者等障がいに応じた意思疎通支援者養成講座を実施します。
62	点訳・音訳ボランティア養成講座、スキルアップ講座の実施 (障がい福祉課)	障がい者の情報保障の更なる充実のため、点訳資料作成協力者であるボランティアの養成及びスキルアップ講座を実施します。

## 施策分類(3) 手話言語の獲得支援

番号	事業名	概要
26 (再)	(仮)手話言語ふれあいサロンの検討(再掲) (障がい福祉課)	手話言語の獲得を目指したふれあいサロン実施を検討します。



### 基本目標3 意見を聴く機会の確保（4事業）※再掲含む

#### 施策分類（1） 要配慮者及び通訳者等から意見を聴く機会

番号	事業名	概要
63	障がい者の意見を聴く機会の設定（計画推進懇話会） （障がい福祉課）	豊田市障がい者ライフサポートプランに記載する施策の推進に当たり、障がいのある方やその家族等から意見を聴く機会を設けます。
64	（仮）外国人の意見を聴く機会の設定 （国際まちづくり推進課）	外国人の意見を市の施策や事業に反映させるため、外国人から意見を聴く機会を設けます。
22 （再）	教育相談週間・事前アンケート等（小・中学校）  （学校教育課・パルクとよた）	市内の小中学校では、教育相談週間を年に2、3回程度設定し、学習・いじめ・家庭等に関する悩みの早期発見や解消につなげています。どの子ども担任等に相談しやすい環境とするとともに、担任等が個々の悩みを把握しやすくするため、アンケートを行う等の工夫を実施しています。
65	その他要配慮者から意見を聴く機会の確保（関係課）	要配慮者に関する各団体から意見を聴く機会を設けます。



## 第4章 資料

### 1 条例（本文）

とよたしちいききょうせいしやかいじつげんむ そうごりかい そくしんおよ いしそつう えんかつか  
豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化  
かん じょうれい  
に関する条例

とよたし しょうがい うむ こくせき ねんれいとう と だれ あんしん じぶん い  
豊田市は、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生き  
ちいききょうせいしやかい じつげん めざ  
られる地域共生社会の実現を目指している。

そのためには、たが みと あ そうごりかいおよ えんかつ いしそつう つう ひとりひとり  
そのためには、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通を通じて一人一人が  
ちいきしやかい あんしん ゆた く かつやく おも い  
地域社会とつながり、安心できる豊かな暮らし、いつまでも活躍したいと思える生  
およ ささ あ ちいき とも つく ひつよう  
きがい及び支え合いの地域を共に創っていく必要がある。

ほんし たよう ちいきせい い あ きょうどう  
本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを  
すいしん しょうがい とくせい げんご ぶんか ねんれいとう ちが そうごりかいおよ いし  
推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思  
そつう へだ しょう かいしょう いっそうはか ひつよう  
疎通にいまだ隔たりが生じており、その解消を一層図っていく必要がある。とり  
しゅわ おんせいげんご こと どうか ぶんぼうたいけい も げんご ひろ し  
わけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知ら  
れれているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。

わたし にんしき きょうゆう いったい そうごりかい そくしんおよ いし  
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、相互理解の促進及び意思  
そつう えんかつか と く じょうれい せいてい  
疎通の円滑化に取り組むため、この条例を制定する。

#### もくてき (目的)

だい じょう じょうれい ようはいりよしゃ かん そうごりかい そくしんおよ いしそつう えんかつか  
第1条 この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に  
きほんりねん さだ し せきむとう あき そうごりかい そくしん  
ついて、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進  
およ いしそつう えんかつか せさく すいしん しょうがい うむ こくせき  
及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、  
ねんれいとう と だれ あんしん じぶん い ちいききょうせいしやかい じつげん  
年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に  
きよ  
寄与することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

だい じょう この じょうれい つぎ かくごう かが ようご いぎ とうがいかくごう きた  
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める  
ところによる。

- (1) げんご にほんごおよ がいこくご ふく おんせいげんごなら しゅわげんご  
言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語をいう。
- (2) しみん しない きよじゅう つうきん また つうがく こじん  
市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) じぎょうしゃ しない じぎょうまた かつどう おこな こじんまた ほうじん た だんたい  
事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をい  
う。
- (4) いしそつうしゅだん おんせい もじ しゅわ ようやくひつき ひつだん てんじ おんやく じゅうど  
意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度  
しょうがいしゃようい しでんたつそうち だいひつ だいでく かくだいもじ しよつかく つか いしそつう  
障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、  
じつぶつまた えず ていじ ほんやく おんせいげんごつうやく にほんご たいしそつう  
実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を  
はか しゅだん  
図するための手段をいう。
- (5) ようはいりよしや しょうがいしゃ がいこくじん こうれいしゃ こ とう もの てき いし  
要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思  
そつうしゅだん もち はいりよ ひつよう もの  
疎通手段を用いた配慮が必要な者をいう。

きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう だれ あんしん じぶん い ちいききょうせいしゃかい じつげん  
第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現のためには、  
そうごりかいおよ えんかつ いしそつう じゅうよう にんしき もと おこな  
相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければなら  
ない。

- 2 そうごりかい そくしん たが みと あ あいてがた いし そんちよう おこな  
相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなけれ  
ばならない。
- 3 いしそつう えんかつか たよう いしそつうしゅだん りよう じゅうようせい みと  
意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、そ  
の機会確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

し せきむ  
(市の責務)

だい じょう し きほんりねん しみんおよ じぎょうしゃ とも そうごりかい そくしんおよ  
第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及  
いしそつう えんかつか かん せさく すいしん せきむ ゆう  
び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。

- 2 し ぜんこう せさく すいしん ひつよう おう ようはいりよ つうやくしゃとう いけん  
市は、前項の施策を推進するため、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を  
き  
聴くものとする。

しみん やくわり  
(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努めるものとする。

(行動計画の策定)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定するものとする。

(相互理解の促進のための措置等)

第8条 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(意思疎通の円滑化のための措置等)

第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 2 条例（手引き）

（全体）

「障がい」、「障害」の表記について

**豊田市障害の表記方法の特例を定める条例**（平成 19 年 12 月 26 日条例 101 号）により、条例内に限っては、「障害」と表記しています。

（前文）

**本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じており、その隔たりの解消を一層図っていく必要がある。**

（解説）

「相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じており、」

→隔たりについて

意思疎通における格差とも表現できますが、格差と表現すると上下の印象を与えてしまうことがあります。そのため意思疎通の隔たりという記載にし、意思疎通間の（横の）隔たり（距離）があることを表現しています。また、この隔たりは、解消に向け距離が縮まることはあっても完全になくなるという状態はあり得ないと解釈しています。なぜなら、障がいや文化の違いといったそれぞれの特性があるからであり、市は、要配慮者に関してお互いを理解し合い・認め合う市民意識の醸成を図っていくことが重要であると解しています。

「その隔たりの解消」

→「障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じている」こと

（前文）

**とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。**

（解説）

→この条例は、手話言語の要素も含めた条例であり、（関係条文第 8 条 2 項、第 9 条 2 項）手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることの理解が進んでおらず、普及に努める必要があることを示しています。

(第1条) (目的)

**第1条** この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

→前文において、豊田市は地域共生社会の実現を目指しており、障がいの有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられるよう、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通と整理していますが、この条例の第1条目的においては、より明確に要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化と記載しています。要配慮者は第2条第5項において、「障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた意思疎通に配慮が必要な者」と定義しています。

(第2条) (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(解説)

「(1) 言語 日本語や外国語を含めた音声言語及び手話言語をいう。」

→音声言語と手話言語が並列であり、音声言語の中には、日本語、英語、ポルトガル語等があります。

(中略)

「(5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた意思疎通に配慮が必要な者をいう。」

→等…一時的に意思疎通が困難な状況である者を想定しています。

(例：災害等により被災し意思疎通が困難となっている被災者、急病人)

第3条 (基本理念)

**第3条** 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

(解説)

→この条例は、「相互理解の促進」及び「意思疎通の円滑化」のための施策を推進することにより、目標として掲げる「誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」を目指すものです。

第4条 (市の責務)

第5条 (市民の役割)

第6条 (事業者の役割)

## 「責務」と「役割」

(解説)

→責務は役割に加え責任が生じます。

事業者の役割を市民の役割と分けて記載する理由

→事業者は、顧客関係及び雇用に関して、要配慮者と接する機会があり、要配慮者の不利益にならないように、多様な意思疎通手段の利用の推進の規定を設けています。

### 第7条 (行動計画の策定)

**第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定するものとする。**

(解説)

「行動計画を策定するもの」

→この行動計画はこの条項に基づき策定しています。

### 第8条 (相互理解の促進のための措置等)

### 第9条 (意思疎通の円滑化のための措置等)

**第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。**

**2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。**

(解説)

第8条は第3条第2項の内容を、第9条は第3条第3項の内容を具体的に示した内容です。

「学ぶことができる(習得)機会」と「自然に身に付けることができる(獲得)機会」の違い

→「習得」と「獲得」の違い

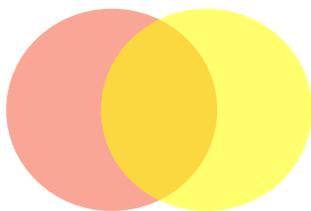
参考：母語(第一言語)は獲得、第二言語以降は習得

### 第10条 (財政上の措置)

**第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。**

(解説)

→行動計画に示す施策を推進していくため、市は財政上の措置を講ずるよう努めることを示した内容です。



---

## 豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

2021年（令和3年）3月

### 福祉部障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所東庁舎 1階

電話 0565-34-6751

F A X 0565-33-2940

E-mail [shougai\\_hu@city.toyota.aichi.jp](mailto:shougai_hu@city.toyota.aichi.jp)

